

一人口の動き—
1月末現在
()は12月末との比較
出生5人 死亡7人
転入9人 転出8人
世帯数 1,278世帯(+1)
男 2,862人 (+1)
女 2,944人 (-2)
合計 5,806人 (-1)

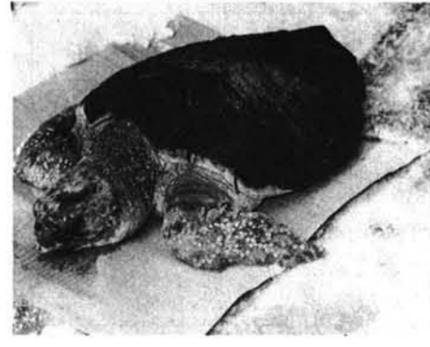
広報 わしま

発行
和島村役場企画課
発行日
昭和55年3月1日
印刷所
㈱第一印刷所



カメ標着す!

二月八日(金)未明、霧水海岸に大きな海ガメが、標着いたしました。ちやうど海岸を通りかかった村の遠藤要顕さんが見つけ、三人がかりでやうと車に運んだそうです。数時間で御臨終—子供達の竜宮城への夢は、一瞬のうちに打ち消されました。



生かして使おう 石油・電気・水

モシモシカメヨ
カメサンヨ

3月の心配ごと相談

日時……5日、25日
午前9時から午後3時まで
15日
午前9時から正午まで
場所……福祉センター相談室
内容……生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・身障相談・職業相談・その他なんでも

国民年金の保険料は四月から三十七七〇円に

国民年金の定額保険料が、この四月から一カ月につき三、七七〇円に改められます。付加保険料は、いままでどおり一カ月につき四〇〇円とすえ置きです。付加保険料に加入している人は一カ月につき四、一七〇円をかけることとなります。国民年金は、昭和五十一年度の法改正とその後、物価スライドにより、夫婦がともに付加保険料に加入して二十五年間かけた場合、年額一、〇六一、四〇〇円(月額八八、四五〇円)の年金が支給されるようになりました。現在の年金額を支給し、将来にわたって健全な年金財政を維持し

税金の控除対象になります

みなさんのかけた国民年金の保険料は、税金の控除対象になることをご存じでしょうか。自営業やサービス業などを営む方は、二月十六日から三月十五日までに行う所得税の確定申告の際に、昭和五十四年中にかけた保険料額を申告すると、保険料は「社会保険料控除」の扱いをうけ、その額は所得額からまるまる控除され、所得税が減額されます。なお、家族がかけた保険料も控除の対象となりますので、忘れず手続きいたしましょう。

控除される額
昭和五十四年一月から十二月までにかけた次の保険料が、社会保険料控除の対象になります。

① 定額保険料 五十四年一月から三月までは一カ月につき二、七三〇円、五十四年四月から十二月までが一カ月につき三、三〇〇円です。(定額保険料を一年間まるまるかけた場合は三七、八九〇円)

② 付加保険料 五十四年一月から十二月まで一カ月につき四〇〇円です。(付加保険料を一年間まるまるかけた場合は四、八〇〇円)

※定額保険料と付加保険料をあわせて、一年間まるまるかけた場合は四二、六九〇円になります。

3月の保健衛生行事

日	曜日	種目	対象	時間	場所
21日	金	三歳児検診	個人通知のあった幼児	午後一時半～三時	福祉センター
18日	火	乳児検診	乳児	午後一時半～二時半	福祉センター
13日	木	妊婦検診	妊婦	午後一時半～二時	福祉センター

九〇円になります。

③ 五十四年一月から十二月までにかけた未納保険料や追納保険料、特別保険料の総額。

なお、保険料を前納している場合は、細かい計算を必要としますので、国民年金係におたずねください。

3月中に
60歳になる人
大正9・3・2～大正9・4・1生まれ

◎ 老齢年金を請求しましょう(老齢年金受給者は非該当)

◎ かけ金をかけ終わりました
65歳になる人
大正4・3・2～大正4・4・1生まれ

◎ 老齢年金を請求しましょう
70歳になる人
明治43・3・2～明治43・4・1生まれ

飛び出すな 車のあとにまた車

監査委員に家後氏



家後賢治氏

六日の臨時議会で同意を得、新監査委員として選任されました。
(家後氏略歴)
生年月日 昭和二年二月二十五日
住 所 落水五三九
職 歴 和島村税務課長、総務課長、昭和四十六年から助役一期を歴任

◇教育委員に羽鳥氏◇

佐藤正則氏の退職により欠員でありました教育委員には、羽鳥正氏が臨時議会で同意を得、新教育委員に任命されました。
住 所 落水五三九
生年月日 昭和十四年八月一日

村長室の黒板から

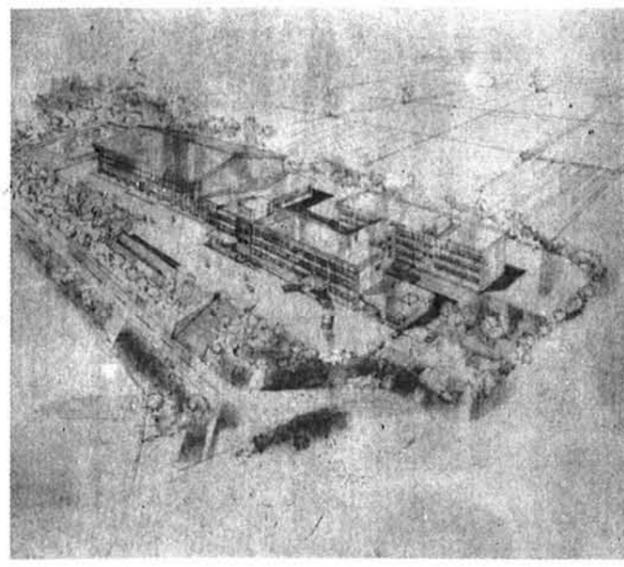
一月三十日 五十五年度予算査定、各課要望額が歳入超二億六千万。積極姿勢を喜ぶ反面調整を覚悟、総務課長調整後の残超六千万円について最終調整を行う。臨時村道債の導入増と歳出削減で十五億七千万円台に決定、細部は係の調整に委ね決裁終了、前年対比五十%増の超大型予算となった。
一月三十一日 長岡地区農業所得標準開示会議。農団側から和島村長 法生 粘 谷
収量適用米価必要経費について意見要望あり。上部協議会並びに町村段階協議への移行で一応閉会。
二月一日 出県。予算査定に関連した交付税起債等の見直しと確保について要望陳情。国鉄局陳情。二月五日 午前区長、農区長の参集を求め水田再編利用についてご協力をお願いする。午後は区長会議。
二月十日 社会教育推進員会議出席。ゲートボール研修に参加。

久し振りでゲームに熱中。
二月十二日 中之島村で消防無憂苑両組協議会開催。出席後、寺泊町で砂防事業共同陳情。夜八時消防団の表彰旗到着。役場で受領。
二月十三日 農業所得について村農団と協議。合意成立。
二月十四日 幼稚園常設保育所設置推進協議会開催。諮問の趣旨(四月号登載)説明答申方要請。
二月十六日 臨時議会招集。
二月十七日 両高部落村政懇談会。産振・建設両課長と同道出席。

簡易保険と学校

村民のみなさんが加入しておられる郵便局の簡易保険が、公共施設の建設のために役立つというところをご存じでしょうか？
和島村では、現在(昭和五十四年度)北辰中学校用地の造成事業を行なっていました。この事業費約一千五百万円のうち、一千三百三十万円を簡易保険積立金より借り入れる予定になっています。
これには、次のような理由があるからです。
おられる簡易保険料は、将来、保険金や配当金として支払いされるまでの間、信託された(お預かりした)大切な財産なので、確実に、有利な方法で、そのうえ公共の利益になるように運用することになっていきます。そして、その利益も加入者の皆さんに還元する(お返しする)こととなっているためなのです。
このように、郵便局の簡易保険は、わたしたちの村づくりにも大切な役割をはたしています。

新 中学校完成予想図



新区長さん紹介

二月号で新区長さんを紹介いたしました。未定でありました荒巻部落と根小屋部落の区長さんが決まりましたのでお知らせいたします。
荒巻 島倉三四四さん
根小屋 笹子 新一さん

チビツ子剣士大奮闘!! 一般は優勝!!



↑賞状と優勝カップ



↑練習風景

去る二月十一日、新潟市体育館において、第八回建国記念剣道大会が開催されました。

県下各地から集まった強豪チームを相手に、和島村少年剣道教室のチビツ子剣士達は、寒さを吹き飛ばすような熱戦を繰り広げました。

昨年の大会では初出場で、他のチームに押され気味だったはずのチビツ子達は、日頃の厳しい稽古の甲斐があつてか今回の大会では、中学生女子の部で準優勝、小学生も準々決勝まで進出し、審判の先生方をびっくりさせていました。また、一般の部では、一位と三位を獲得。
「和島村強し!!」と「剣道と和島」の名を欲しいままにした大会でした。

◆受講生募集◆

和島村公民館では、昭和五十五年の少年剣道教室受講生を募集しています。
受講を希望される方は、公民館に用意してある申込書により、三月三十一日まで公民館へ申込み下さい。
○期間 昭和五十五年四月から毎週二回実施
○時間 午後七時三十分～八時三十分
○会場 和島農村勤労福祉センター
○対象 小学校三年生から中学校三年生まで
○定員 七十人
なお、詳細な点は公民館(☎三一一)へ問い合わせ下さい。

除雪ごくろう様でした。

今年、久々の大雪に見舞われ除雪担当の建設課は、大わらわで除雪待機……七回除雪出動……十四回(二月二十日現在)

出動前
点検 エンジン始動
AM 2:15

出動
吹雪の中 勇壮な除雪
AM 2:30～ 9:00

帰還
無事帰還 除雪車格納
AM 9:30

待機 午後八時より(気象通報や状況判断)起床 午前二時
点検 エンジン始動
出動 午前二時三十分(チャーター三台 役場三台 計六台)帰還 午前九時

除雪の一日を追いかけて



昔をたずねて

公民館では四月から、月に二回の子定で古文書を読む会を総合福祉センターを会場に開催いたします。
この会は講師の指導のもとで、古い書物などを読み、和島村の生い立ちまた、先人の生活などを知る講座です。
参加希望の方は四月十日(休)まで公民館へ申込み下さい。開講式の案内は後日連絡いたします。

これくらいと思う油断を火が狙う。



春がすぐそこまでやってきておりますが、軒にはまだ雪が沢山残っており寒い毎日が続いておりますね。

暖房器具のお世話になるのも、もう少しです。この暖房器具と寝たばこが原因による火災が大変多く、今年の冬も多数の犠牲者がでています。今年例年になく雪が多く、各家庭では雪降ろしによって、万一の場合の避難路がふさがっております。か、玄関の他に一カ所は除雪しておきましょう。

春の全国火災予防運動 (4月1日～4月7日)



あなたの消火できる範囲

どんな火災もはじめは「ポヤッ」です。

期を失せず、あわてず消火すれば火災を大きくしないで済みます。

火が出たからといって逃げ出すのは落第です。まず「火事だ」と大声で隣近所へ知らせ、早いうちに消火活動をとることが大切です。

火災のようすは燃える物、場所によって異なりますが、一般住宅の場合、天井に炎が達するまで三分五分間がかりです。この三分間が大切な初期消火の時間です。

煙や炎にまどわされず、あわてずに、落ちついて行動しましょう。

- 病人、幼児、老人、体の不自由な方の就寝場所を安全な場所に。
- 寝たばこは絶対やめましょう。
- 幼児や老人等を残しての外出は隣近所へ連絡をしておきましょう。
- 階段や廊下など避難路となる場所へは物を置かないようにしましょう。
- 消火器を備え、使い方を覚えましょう。
- 水バケツの用意や風呂には水をためておきましょう。
- 自分で使った火は、消すまで責任を持とう。
- たき火や枯草を燃すときは、必ず消火用具の備えをしてからにしましょう。

一月三十一日農業所得標準の開示がおこなわれ、和島村の農業所得が決まりましたのでお知らせします。

◎水稲一〇a当り平均収量は五〇二kg、米価一〇〇kg当り二九、〇五七、必要経費一〇a当り四〇、五七〇円で差引所得は一〇五、二七〇円となります。

二月七日に県、十三日に村の農業所得の意見交換がおこなわれ最終的に一〇a当り九、三〇〇円を必要経費に算入することになり、和島村の水稲一〇a当り平均所得は、九五、九七〇円となります。村内各部落一〇a当り収量に

所得税の申告と納税は3月15日まで!

所得税の確定申告の期限は三月十五日ですが、もうお済みでしょうか。まだ申告がお済みになっていない方は、お早めに済ませてください。

申告書の書き方については、「申告書の書きかた」や「確定申告の手引き」などに説明してありますので、これらを参考にしてください。御自分で書きください。なお、もっと詳しく知りたいときや、よく分からない点については、お気軽に税務署か税務相談室にご相談ください。

所得税の確定申告とは、一年間の所得とその税金を計算して申告し、納税する手続です。申告しなければならぬ人が申告をしなければならず、誤った申告をしたらしくと、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税なども納めなければならぬことになるので、忘れずに正しい申告をしてくださいます。



- ①簿籍簿、②住民票の写しなど
- なお、昭和五十三年分から受けられることになった、住宅ローンに係る割増控除を受ける人はこれらの書類のほか、④家屋の取得価額を明らかにする書類、⑤住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書を添付する必要があります。
- ただし、昭和五十二年分、五十三年度の確定申告のときに住宅取得控除を受けたい人は、⑤の住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書だけを添付すればよいことになってい

- 六、住宅貯蓄控除を受けたい人は、積立をしている金融機関などから交付される住宅貯蓄証明書
- 七、サラリーマンが確定申告をするときは、勤務先から交付される給与の源泉徴収票が必要で、確定申告による所得税が一度に納められないときは、確定申告で納めることになる税額の二分の一以上を三月十五日までに納めると、残りの税額は五月三十一日まで延納することができます。しかしこの場合には、納めるまでの期間に

つぎのものは証明書等により控除しますので申告時に提出して下さい。

(一) 大農機具一台当り修繕費が五万円以上のもの。

(二) 土壌改良剤を使用したもの。

(三) 農業用自動車の任意保険。

(四) 特定借入金に係る支払利子。

(五) 多額の研修費で五万円以上の支払額。

(六) 家畜に係る医療費等で五万円以上の支払額。

(七) 災害に要した費用。

(農協の資料は出ておりますので必要ありません。)

農業所得の申告

一月三十一日農業所得標準の開示がおこなわれ、和島村の農業所得が決まりましたのでお知らせします。

◎水稲一〇a当り平均収量は五〇二kg、米価一〇〇kg当り二九、〇五七、必要経費一〇a当り四〇、五七〇円で差引所得は一〇五、二七〇円となります。

二月七日に県、十三日に村の農業所得の意見交換がおこなわれ最終的に一〇a当り九、三〇〇円を必要経費に算入することになり、和島村の水稲一〇a当り平均所得は、九五、九七〇円となります。村内各部落一〇a当り収量に

健康よもやま(48)

母乳の利点が見直され、母乳を与えるお母さんが増えています。

一 母乳の赤ちゃんが急増しています。

母乳の利点

- ◎病気に対する抵抗力がつく
- ◎アレルギー体質を防ぐ(湿疹、喘息)
- ◎母と子の心が暖かく通じ合う
- ◎つくりたてで安全・衛生的

☆母親は産後のひだちがよい乳癌になりにくい

和島村の赤ちゃんの栄養(生後0~2ヵ月まで)

母乳のみ 120

ミルクのみ

母乳とミルク

勤めに出る時、ミルクを飲まなくなると困るといってお母さんへ

①風呂あがりや喉のかわいたとき、水分を与えて哺乳びんに慣らしておく。

②赤ちゃんも気分や体調で飲

このため農業者間の十分な討議と地域(部落)内での協議・調整・関係機関等の指導助言を得ながら集団化適地の選定を進めることが重要である。

従って、今後は、転作物物の肥培管理の効率化と定着化を図るとともに、計画加算金を確保し農業所得の増大を図る面から転作物の集団化を積極的に進めるため、水稲作に見合う扶助制度を導入し、今後の厳しい水田利用再編対策に対応することとしています。

- 一、集団化の条件
1、集落(部落)配分面積の二分の一以上。
2、団地は、集落(部落)内二団地以内。
3、団地面積は、一集団一ヘクタール以上。

二、扶助(互助)の内容
1、転作農家の所得が、水稲作に見合う程度の所得を補償する。

(一) 補償金は、転作をしない農家の拠出金で補う。
(二) 転作の困難な農家は、転作をしないかわりに転作配分基準面積に応じた金額を拠出する。

(三) 転作農家には、転作面積に対応する水稲作に見合う補償金を給付する。
(四) 農地を提供される農家に対しては、借料として、小作料、

昭和55年度転作等目標面積部落別一覧表(内示)

Table with 4 columns: 部落名, 項目, 昭和54年度目標, 昭和55年度目標, 差引増加面積. Rows include various villages like 上小島谷, 中下小島谷, etc.

(六) 土地の貸借期間は、おおむね三カ年間とし、期間経過後

は、更新することができる。
(七) この制度の推進にあたり、村は予算の範囲内で補助する。

3、農地提供者の所得(借料)
107-1ル(3)条~4条+α

(土地改良通年施行等の補正分は除く)

水田利用再編対策の推進

「昭和五十五年度の水田利用再編対策の推進」

昭和五十三年度から推進中の水田利用再編対策は、農業者各位をはじめ、区長、農区長、農業団体各位のご理解と御努力によって、五十三年度・五十四年度とも目標面積を上回る成果をあげることができました。

しかし、最近の米の需給は消費の減退と生産力の向上が予想以上に進んだため、一段と過剰の度合いを強め、古米の在庫量は、五十四年十月末で全国民の約七カ月分の消費量に匹敵する六百五十万トン程度といわれております。

水田利用再編対策については、昭和五十三年度からおおむね十年にわたる長期的な事業として発足させ、まず、昭和五十三年度から昭和五十五年までの三年間を第一期として転作等目標面積及び事前売渡申込限度数量を固定すること、和島村も国県同様の方針で推進してきました。

五十五年度についても国ではこの方針を維持しつつ需給均衡を図るべくあらゆる角度から検討されてまいりましたが他に適切な手段

がなく緊急の特別措置として、最近の米の需給の実勢に即した米の全体需給計画の見直しをされこれに合せて転作等の目標面積の改定が行われました。

その結果、和島村の五十五年度の目標面積も当初五十三年度の目標面積五十二ヘクタールに比し、約六十七パーセント増の八十六・九ヘクタールと大巾な目標面積が示されました。

なお、転作奨励補助金単価、その他の仕組みは従来どおりの方針であり、管理転作については、農協などへの預託期間を二年から三年に延長することと対策を円滑に推進するため、若干の手直しがされています。

米の需給均衡を図るためには、米の消費拡大が重要な課題であり、このため食生活における米の重要性を再認識していただくことはもちろん、生産者としても消費者に喜んでもらえる良質米の安定供給を図るため良質米の生産と転作を通じたそれぞれの地域の創意と工夫を生かした取り組みが行われるよう必要な助成を行うことになっています。

※ 転作の定着性の向上
転作を安定的に進めていくためには、排水条件などを勘案して、転作田の団地化を図ることが必要であります。

このためには、個々の農家ごとの対応では限界がありますので、地域(部落)農家の総意によって計画的な転作を実施してゆくことが必要となります。

このようなことから、水田利用再編対策において「計画(集団)転作」の制度を導入しその推進を図っています。

本村の計画転作率(全転作面積に占める計画加算対象面積の割合)は、初年度の五十三年度は、計画地区(部落)五カ所のうち四カ所の集団化をみました。その面積は、三十四・七四ヘクタール、計画転作率では、五十九・八パーセント、五十四年度は、五十三年度の実績を基本として、計画した地区四カ所のうち、各位のご努力にもかかわらずようやく二カ所の集団化にとどまり、その面積は、十四・八四ヘクタールで、計画転作率では、二十二・六パーセントでした。

※ 生産流通対策と収益の向上
転作の拡大に対応し、稲作に見合う収益の向上を図ることは重要なことでもあります。

このため、転作物物の生産性の向上に必要な機械施設等の諸条件を整備し、転作による生産物の販売については、計画的な集団転作の実施により、作付け計画が明らかにになるので、農協等と事前に十分な協議をし必要な対策を講じ、大豆その他の自家用向けや、加工用作物等について検討を進め、農協は、村並に関係農業団体等と協議のうえ設定した各種計画を勘案のうえ、農家との話し合いを通じて、地区内の農業生産を需要の動向に即した方向に誘導し、農産物の生産有利販売の事業体制の整備強化を図ることとしています。

このようなことから、第二期の水田利用再編対策に対応するためにも、昭和五十五年度は、稲作転換が真に農業経営に定着し、農業者の所得確保と本村農業の体質改善を図るため、部落ぐるみの集団転作を積極的に推進し、経営的にも成立させるため、転作用のほ場の選定と排水対策等集団転作の営農条件整備には、県単補助事業及び水田利用再編対策基盤整備事業等を活用し、ほ場条件の整備、さらに集団活動を助長するために生産組織の育成をはかりこれを推進することとしています。

※ 推進体制の強化と活動の充実
水田利用再編対策の拡大強化に対処すべき、関係機関、団体並びに農業者の連携を密接にし、集団転作推進計画の策定、生産流通体制の確立、的確な問題点の把握に努め、広報活動など一層の機動的対応が重要であるので、それぞれの段階における推進組織体制の充実強化を図り、水田転作にあたって村並に農協は、農業者に対し、地域(部落)の実情に合った総合的計画的な営農指導を実施し、地域農業振興の体制整備に努め転作を推進することとしています。

※ 水稲作に見合う扶助制度の導入
昭和五十三年度・昭和五十四年度の転作実施状況をみると、集団転作は、五十三年度においては、地区内全体の二十六・五パーセント、五十四年度においては、地区内全体の十七・三パーセントでありました。

しかも、計画転作は、団地化要件を満たしているとは云え、今後の集団化計画目標の達成には、地域(部落)内での積極的対応と指導の充実強化が必要であり、集団化については、転作物物の湿害防止・水稲及び転作物間の薬害防止、機械施設の効率の利用による生産性の向上、商品性の高い作目の生産を図ることが基本であり、